

新潟市秋葉区農業委員会 4 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 30 年 4 月 27 日（金）午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (16 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

5 番 阿部 信行

6 番 高橋 昇

第 2 議事

議案第 1 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

議案第 4 号 農用地区域内への農業用施設の建設規制の緩和に関する要望
について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (佐藤局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成30年度4月定例総会を開会いたします。 それでは、小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日の欠席者はありません。会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので5番・阿部委員、6番・高橋委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

議案第 1 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 1 号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。

6 ページまで利用権設定の新規、新津地区が 29 件、筆数 162 筆、面積 188,650 m²であります。

7 ページは売買、新津地区が 3 件であります。

8 ページは農地中間管理機構に貸し付ける案件になっております。

新津地区で 2 件、筆数 19 筆、面積 17,188 m²であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

9 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、平成 30 年 5 月 16 日となります。

10 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

なお、私自身が同法の規定により退席させていただきますので、農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、平野会長職務代理者から議長の代行をお願いいたします。

(小倉会長退席)

平野代理

それでは、議長が退席しましたので、代わって私が臨時に議長を務めさせていただきます。

ただ今説明のありました議案第 1 号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

平野代理

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

	(異議なし)
平野代理	皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。 本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
平野代理	全員賛成ですので議案第1号は原案どおり決定しました。 ここで退席委員の入室を許可します。 それでは、これより小倉会長に議長を代わります。
	(退席委員着席)
議長 (小倉会長)	それでは次に移ります。 議案第2号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (田中係長)	それでは、議案書11ページ1番をご覧ください。 議案第2号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。 七日町地区において、譲渡人 A氏 及び譲受人 B氏 による許可申請を受け付けました。 本件は、売買による所有権移転にかかる転用許可申請です。 転用面積は、田1筆、約1アールです。 申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に分類されることから、第1種農地と判断され、集落に接続する住宅等として許可をすることができるものであり、周囲の状況検討及び聞取りの結果、適地がないことから許可相当と判断されます。 なお、本件は農振農用地区域外農地に所在し、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。 また、本件は農地部会に付されました。 以上、事務局説明を終わります。
議長	ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。
	(質問、意見なし)
議長	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開

かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

平成30年4月24日に開催されました農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請1件の調査内容について報告します。

議案書11ページ1番の案件です。

本件の譲受人のB氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、子どもの成長に伴い、今後、自家用車の保有台数が増える見込みのため、駐車場の増設を目的として申請したとのことでした。

また、一体利用地が宅地であることから、現況に至った理由を質問したところ、譲渡人と過去に土地の交換を行って、現況に至ったとのことでした。

この他、他の取引事例と比較して安価であることについて質問したところ、両者協議により妥当な価格として決定したとのことでした。

部会としては、許可後の手続きに遺漏がないよう指導し、譲受人もこれを承諾しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第2号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、追加議案第3号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局
(田中係長)

議案第3号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてご説明します。

追加議案書1ページ1番をご覧ください。

譲渡人C氏、譲受人D氏より、売買による所有権移転の許可申請を受け付けました。

本件は、七日町地区、杉山推進委員の担当です。

譲受人の経営面積は約1,856アールで、水稻・蔬菜の経営です。

申請面積は、畑2筆、約9アール。

申請地は農振農用地区域外農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

なお、10アール当たりの対価は30万円です。

また、本件は農地部会に付されました。

続きまして追加議案書1ページ2番をご覧ください。

E氏、F氏より、親子間の使用貸借権設定の許可申請を受け付けました。

申請面積は、田15筆、約1.18ヘクタール、畑9筆、約23アール、計24筆、約1.41ヘクタールです。

設定期間は平成30年4月27日から平成40年4月26日までの10年間で、農業者年金受給のため、使用貸借権の再設定を行うものです。

また、本件は同居家族への使用貸借権設定につき、部会省略案件でございます。

次に追加議案書1ページ、番号3番及び4番の案件についてご説明します。

本件は権利設定者が同一のため、一括でご説明します。

権利設定者は、いずれもG氏です。

G氏は、新規就農を希望しており、現在自作地を所有しておらず、本申請により約59アールを一括で使用貸借による権利を設定することにより下限面積条件をクリアするものです。

なお、2件を合計した申請面積は田が約44アール、畑は約15アール。

大農具は、耕耘機を自己所有、トラクター、農用自動車はリースを予定しています。

また、年間200日程度従事する計画となっています。

では、3番をご覧ください。

土地所有者H氏、権利設定者G氏より使用貸借による権利設定の許可申請を受け付けました。

本件は、古田地区、佐々木推進委員の担当です。

申請面積は、田1筆、約11アール。

申請地は、農振農用地区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

続きまして4番をご覧ください。

土地所有者I氏、権利設定者G氏より使用貸借による権利設定の許可申請を受け付けました。

本件は、古田・新津地区、佐々木推進委員、吉澤推進委員の担当です。

申請面積は、田5筆、約33アール、畑3筆、約15アール。

申請地は、農振農用地区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

なお、H氏はG氏の実父、I氏は実祖父ですが、同居要件を満たさないことから省略案件とせず、G氏から聞き取りを行いました。

また、3番及び、4番は一括で、農地部会に付されました。

最後に、議案第3号の案件は、いずれも農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

追加議案、農地法第3条許可申請に関する意見決定3件の調査内容について報告します。

では、追加議案書1ページ1番の案件です。

まず、本件の譲受人のD氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、譲渡人は遠隔地在住のため申請地の継続的な管理が難しく、売買について合意したことから申請に至ったとのことでした。

また、遠隔地在住者が農地を所有した経緯について質問したところ、3年ほど前に相続によって取得したとのことでした。

この他、現地確認の際、現在も耕作している状況が確認できたため、現在の管理者について質問したところ、管理者は別におり、許可後に整理するとの説明を受けました。

なお、取引価格について質問したところ、この地区の標準的な価格設定は田の半額であるとの説明を受けました。

部会としては、許可後の耕作について申請どおり行うよう指導し、譲受人もこれを了承しました。

次に、追加議案書1ページ3番及び4番の案件です。

本件はいずれも権利設定者が同一のため、一括で聞取りを行いました。
まず、本件の権利設定者のG氏 から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、G氏は各土地所有者の直系卑属にあたりますが、土地所有者両名と同居しておらず、このたび新規就農に伴い、下限面積要件を満たすため使用貸借権の設定を行ったとのことでした。

また、申請地の将来的な計画として、直販施設等の設置予定があるか尋ねたところ、もっぱら耕作を行う予定との回答でした。

この他、委員から農作業経験についてどのように行ったか質問したところ、雇用経験はなく、独学とのことでした。

部会としては、許可後の耕作について申請どおり行うよう指導し、譲受人もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第3号は、許可担当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に移ります。

議案第4号、農用地区域内への農業用施設の建設規制の緩和に関する要望について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(局長)

議案4号、農用地区域内への農業用施設の建設規制の緩和に関する要望について説明させていただきます。

追加議案書の3ページをご覧ください。

この要望書案につきましては、昨年秋の役員会での要望提出の方針を受け、事前にお示しさせていただいていた案件となります。

従って内容についてはすでにご承知のこととは思いますが、本要望の趣旨について改めて説明させていただきます。

現在、地域の農家数は年々減少しており、その農地を引受け耕作する担い手の役割も年々大きなものとなっております。

そのため、意欲ある担い手の経営規模も拡大することになり、新たな農業用の施設を改築、新設する必要が生じておりますが、専業農家の少なくなったこれまでの集落内では、住民からの苦情や用地面積の問題から非常に困難となっております。

所有する農地を転用できれば、用地の確保も容易となりますが、現在、農用地区域内においては、委員の皆様のご承知のとおり、農振除外又は用途変更が認められなければ、農業用の施設であっても、農地転用や開発許可は認められず建設することができないことになっています。

用途変更の場合、現在の市の基準では、どんなに必要性や緊急性が認められ、また、他に代替の用地が無い場合であっても、地区内の縁辺で白地や市街化区域に2辺が接していないと認められない基準となっています。

本要望は、地域の意欲ある担い手が必要な農業用施設の用地を比較的容易に確保できるよう、この基準の緩和を求めるものです。

以下、要望書案を読み上げさせていただきます。

農用地区域内への農業用施設の建設規制の緩和に関する要望書。

日頃より、新潟市農業委員会の業務推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、いま、全国的に農業・農村地域が直面する最も大きな課題は、農家の高齢化や後継者不足による担い手の減少への対応です。

本市におきましても、農業を専業とする農家は年々減少しており、農業委員会では、地域の農地を守り活かすため、担い手に農地を集積・集約するとともに、担い手不足の地域では、新規就農・新規参入を積極的に進めているところです。

一方、地域の担い手として農業経営規模を拡大する農家にとっては、経営規模に見合う設備や施設の整備が急務となっております。

しかし、担い手が居住する集落内やその周辺では、騒音・粉じん・悪臭など環境上の問題により農舎等の農業用施設の整備が著しく困難になっており、農業用施設の新築や改築が必要になった場合には、農振除外や用途変更が必要な農用地区域内の農地に用地を求めざるを得ない状況であります。

現在、新潟市の基準では、農用区域の縁辺部以外での除外・変更は認められないとされているため、区域内の縁辺部に農地を所有していない農業者は、新たに用地を求める以外、事実上農業を続けるための施設を建設することができないこととなります。

つきましては、本市で今後も意欲ある担い手が将来に渡って農業を継続できるよう、農用区域内における農業用施設建設のための用途変更等の基準を区域内の縁辺部に限定せず、広域農道等の沿線などでも建設できるようその基準を緩和していただくよう要望いたします。

また、秋葉区内の農業者より農業委員会にあてて同様の趣旨の意見書が寄せられておりますことを申し添えます。

なお、本要望書の下から二行目にあります「農業委員会へ寄せられた農業者からの意見書」の写しを資料2に配布いたしましたので、後ほどご覧いただければと思います。

また、議決をいただきましたら、後日、小倉会長と事務局で、市の方へ直接持参したいと考えています。説明は以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

坂上委員

農地を守る法律はありますが、現状は農地を守るために農家を殺すという結果になっています。農家を殺しては農地を守ることはできません。

その辺を考慮に入れて要望していただきたいと思います。

議長

非常に良い意見だと思います。他に、ご質問、ご意見はありませんか。

事務局（局長）

今のご意見を踏まえた要望書を、後日、皆さんに確認していただいた方がよろしいでしょうか。会長に一任する方法もあります。

議長

今のご意見を踏まえた要望書を局長と本庁へ持っていき提出してきたいと思います。

もし、皆さんの中で一緒に行きたい方がいましたら、声をあげてもらえたらと思います。遠慮なさらずに手を挙げてください。

（声なし）

議長

どなたもいなければ、内容を一部修正した要望書を私の方で確認してから持っていきたいと思います。修正内容は、私に一任いただければと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、後日、要望書を一部手直ししたものを確認したうえで、私が持参したいと思います。

他にご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について一部修正のうえ承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第4号は承認されました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画(案)について

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地法第5条転用届出に関する受理について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の12ページをご覧ください。

新潟市農用地利用配分計画(案)についてであります。

新津地区で2件、筆数19筆、面積17,188㎡であります。

13ページは中間管理事業の利用権の移転、新津地区1件であります。

続いて15ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が16件、農地法による

賃貸借の合意解約が2件であります。

事務局
(田中係長)

19 ページをご覧ください。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。記載内容のとおり1件受理しました。

続きまして、20 ページから22 ページまでをご覧ください。

報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてです。記載内容のとおり16件受理しました。

最後に、23 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてです。記載内容のとおり7件受理いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成30年度4月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 阿 部 信 行

署名委員 高 橋 昇

